

# 業務委託契約書

株式会社 XXXX（以下「甲」という）と ○○○○様（以下「乙」という）とは、次のとおり合意したため、契約を締結します。

## 第1条（委託業務）

甲は、甲が行う下記の業務を、乙に対して委託し、乙は、これを受託するものとします。

在宅秘書業務

## 第2条（本件業務の遂行）

乙は、本件業務を甲の指示の下に遂行するものとし、業務の遂行において甲の求めに応じ、甲に報告・連絡・相談するものとします。

## 第3条（業務委託料の請求）

乙は甲に対し、本契約に基づき、翌月 5 日までに業務委託請求書を提出することによって業務委託請求を行うものとします。

## 第4条（業務委託料の支払）

甲は乙に対し、本契約に基づき次のように代金を支払うものとします。

1. 甲は乙に対し、指定の業務委託料を支払うものとします。
2. 上記の支払いについては、甲により、月末日締め翌月末日に乙の指定する金融機関に口座振込みをするものとします。
3. 業務委託料は1時間あたり1500円で計算し、業務内容の変更等あった場合は都度見直すこととします。

## 第5条（機密情報）

1. 甲および乙は、本契約の有効期間中はもとより終了後といえども、本件業務の履行上知り得た以下に定める機密情報を第三者に対して一切洩らしてはならないものとします。
2. 本契約における機密情報とは、甲、乙およびその取引先に関する、相手方が公には入手できない以下の情報または資料をいうものとします。
  - ① 甲乙間の協議及び本件契約の遂行過程を通じて、相手方より開示を受けた営業、顧客などについての情報または資料。
  - ② 本契約および本契約に付随する一切の契約が締結されている事実およびその契約内容。
3. 前項の規定に拘らず、以下に定めるものは、機密情報に含まれないものとします。
  - ① 開示を受けた際に、既に自ら所有していたもの。
  - ② 開示を受けた際に、既に公知公用であったもの。
  - ③ 開示を受けた後に、甲乙それぞれの責によらないで公知または公用となったもの。
  - ④ 開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から機密保持義務なしに入手したものの。

⑤ 法令、若しくは、公的機関の命令により開示が必要とされるもの

#### 第6条（不可抗力）

甲及び乙は、天災地変、その他の不可抗力により生じた本契約の不履行または遅滞について相手方に対し一切の責を負わない。

#### 第7条（損害賠償）

甲および乙は、本件業務の履行において、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、金銭により直接かつ現実に発生した損害を賠償するものとします。

#### 第8条（権利義務の譲渡等の禁止）

乙は、予め甲の書面による同意なしに、本契約に基づく一切の権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡、承継または担保に供してはならないものとします。

#### 第9条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から3ヶ月間とします。
2. 本契約は、契約期間満了の1ヶ月前までに書面による契約終了の意思表示が相手方からない限り、本契約内容・契約期間ともに同条件にて更新されるものとします。
3. 本契約解除または満了後においても、第4条、第6条、及び第10条の規定は、なお有効なものとして存続するものとします。

#### 第10条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約に違反し、一定期間を定めた是正催告を行ったにもかかわらず、これを是正しない場合には、催告期間満了時をもって本契約を解除することができるものとします。
2. 甲および乙は、前項の規定にかかわらず、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を要せず通知のみにより本契約を解除することができるものとします。
  - ① 相手方の名誉、信用を失墜させ、あるいは重大な損害を与えた場合、またはその虞があるとき。
  - ② 資産、信用および支払能力等に重大な変更が生じたとき。
  - ③ 差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき。
  - ④ 会社整理、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申立てられ、または自ら会社整理、民事再生、特別清算、会社更生手続の開始もしくは破産の申立てをしたとき。
  - ⑤ 自ら振り出した手形・小切手の不渡り処分を受けたとき。

#### 第11条（期限の利益喪失）

甲および乙は、前条2項各号の一つに該当する事由が発生したときは、本契約に基づき生ずる相手方に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失したものとします。

#### 第12条（合意管轄裁判所）

甲および乙は、本契約に起因しまたは関連して生じた紛争の第一審専属管轄裁判所を、東京地方裁判所とすることに予め合意するものとします。

#### 第13条（その他）

甲および乙は、本契約に定めなき事項または本契約の各条項に疑義が生じたときは、誠意をもって協議し、速やかにこれを解決するものとします。

甲および乙は、本契約による合意内容を証するため、本書2通を作成し、記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとします。

平成 29 年 月 日

甲 (住所) 〒

(社名) 株式会社 XXXX  
(代表者名) 代表取締役 XX ○○  
(連絡先)

乙 (住所) 〒

(氏名)  
(連絡先)  
(Mail)